

町世話人制度

「市民の福祉を増進し、市政の円滑なる運営を図る」ことを目的に、昭和28年6月制定の「福岡市町世話人規則」により開始された福岡市独自の制度。同制度により委嘱された「町世話人」は、当初は「諸証明の副申」「徴税令書・納付書等の配布及び収集」「町内居住者台帳の調査整備」などの行政事務の補助的な業務を含め、30を超える業務を担っていた。

その後、業務の見直しを経ながらも「市民の暮らしと市を結ぶパイプ役」として50年間にわたって貢献してきたが、業務の中心だった市政だより等の配布を業者に委託できる環境が整ってきたことなどから、平成16年3月末をもって廃止された。

<町世話人の概要>

- ・身分：福岡市非常勤特別職職員
- ・任期：2年（再任可）
- ・報酬：月額160円／世帯
- ・人数：2,573人
- ・平均受持世帯数：242世帯（平成15年9月1日時点）

<町世話人の業務内容（制度廃止時）>

- ・広報に関する事務（市政だより、市議会だより、その他広報物の配布）
- ・防災に関する事務（災害発生状況の調査、被災状況調査等）
- ・衛生に関する事務（保健・衛生関係書類等の配布）
- ・特に指示する調査に関する事務（受持世帯数調査、各種統計調査）
- ・その他、市民に関係ある事項の周知徹底（選挙公報配布等）